

箕輪町東北地方太平洋沖地震・長野県北部地震支援対策本部設置要綱

平成23年3月28日

(目的)

第1 この要綱は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震に対する箕輪町からの災害対策及び被災者支援を実施するため、箕輪町東北地方太平洋沖地震・長野県北部地震支援対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2 対策本部は、次の業務を行う。

- (1) 災害対策に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。
- (2) 人員、物資その他の支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3 対策本部は、本部長、副本部長、事務局長及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は町長をもって充てる。
- (2) 副本部長、事務局長及び本部員は別紙の者をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、代位順位は副町長（総括）を第1位とする。
- 3 事務局長は、本部内の事務を統括する。

(災害支援体制)

第4 対策本部の下部組織として、別紙のとおり災害支援体制を組織する。

- 2 災害支援体制に基づく部局は、本部員及び事務局の職員の指揮命令のもと、担当事務を司る。

(支援本部会議)

第5 本部長は、第2の業務を推進するため、必要に応じて本部長、副本部長、事務局長及び本部員をもって組織する支援対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催することができる。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

(事務局)

第6 対策本部の事務局は、総務課に置く。

- 2 事務局は、次の事務を所掌する。
 - (1) 総合的な情報集約と調整に関すること。
 - (2) 備蓄物資の支援に関すること。
 - (3) 職員派遣及びその準備に関すること。
 - (4) 総合的な町民からの相談及び対応に関すること。

(委任)

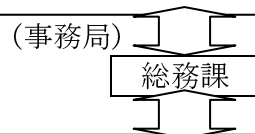
第7 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行する。

○ 箕輪町東北地方太平洋沖地震・長野県北部地震支援対策の組織

| | |
|--------|--|
| 本 部 | (本部長) 町長 (副本部長) 副町長 (副本部長) 副町長 (副本部長) 教育長 (事務局長) 総務課長 |
| | (本部員) 消防室長 経営企画課長 税務課長 住民環境課長 保健福祉課長 子ども未来課長 産業振興課長 建設水道課長 建設水道課公営企業担当課長 建設水道課工事担当課長 会計課長 議会事務局 教育課長 生涯学習課長 博物館・図書館長 土地開発公社事務局長 社会福祉協議会事務局長 |



| No. | 部 局 | 担 当 事 務 |
|-----|---------|--|
| 1 | 総務課 | 対策本部事務統括 町民への広報 情報提供に関すること 義援金、物資受け入れに関すること 町民からの相談・対応に関すること |
| 2 | 消防室 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 義援金、物資の受付に関すること |
| 3 | 経営企画課 | 財政に関すること ホームページ構築 |
| 4 | 税務課 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 |
| 5 | 住民環境課 | 被災者家族の生活環境に関すること 必要に応じ、被災地への応援対応等 |
| 6 | 保健福祉課 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 日本赤十字社義援金に関すること |
| 7 | 子ども未来課 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 避難者家族の保育園等に関すること |
| 8 | 産業振興課 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 放射能による野菜等の調査に関すること |
| 9 | 建設水道課 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 放射能による飲料水調査に関すること 避難者家族の公営住宅の供給に関すること |
| 10 | 会計課 | |
| 11 | 議会事務局 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 |
| 12 | 教育課 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 避難者家族の学校教育に関すること |
| 13 | 生涯学習課 | 必要に応じ、被災地への応援対応等 |
| 14 | 土地開発公社 | 避難者家族の民間賃貸住宅等の供給調査等 |
| 15 | 社会福祉協議会 | 一般からの義援金に関すること 物資の受け入れに関すること 必要に応じ、被災地への応援対応等 |